

# 鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策資本金劣後ローン利子補給補助金交付要綱

令和3年7月2日

告示第387号

改正 令和4年2月1日告示第20号の3

改正 令和4年4月1日告示第174号

## 1 目的及び交付

市長は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者等の事業の成長、継続を図るため、資本増強策として新型コロナ対策資本金劣後ローンを利用する中小企業者等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。

## 2 対象融資制度

補助の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、令和3年7月2日から令和5年3月31日までの間に実行された次の新型コロナ対策資本金劣後ローンとする。

- (1) 日本政策金融公庫による新型コロナ挑戦支援基本強化特別貸付（国民生活事業）
- (2) 日本政策金融公庫による新型コロナ挑戦支援基本強化特別貸付（中小企業事業）
- (3) 商工組合中央金庫による危機対応業務資本金劣後ローン（中小企業向け制度）
- (4) その他市長が認める資本金劣後ローン

## 3 補助対象者

補助金の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に本社若しくは本店を置く中小企業者又は市内に主たる事業所若しくは店舗を有する個人事業者であること。
- (2) 将来にわたって市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

## 4 補助対象期間

補助の対象となる期間は、初回約定利払日の属する月から24月又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

## 5 補助金の額

補助金の額は、対象融資による貸付金に係る毎年3月から翌年2月までの約定利払金の合計額以内の額とし、月額5万円を上限とする。

## 6 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 利子補給対象融資の実行が確認できる書類
- (2) 利子補給対象融資の支払見込み利息が確認できる書類
- (3) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等に提出した事業計画書等の写し
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書の写（3月以内）
- (5) 個人事業者にあつては、事業所の場所が確認できる書類、本人確認書類（運転免許証等）
- (6) 役員名簿
- (7) 市税納付状況の照会に係る届出
- (8) その他市長が必要と認める書類

## 7 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

## 8 実績報告書

実績報告書に添付すべき書類は、規則第13条に掲げるもののほか、約定利息の支払実績を確認できる書類とする。

## 9 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 10 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年7月2日から施行する。

附 則 （令和4年2月1日告示第20号の3）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月1日告示第174号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。